

(案)

第3弾東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金

Q & A

令和8年4月

1 対象となる事業者について

◆どのような事業者が対象となるのか。

⇒東広島市内に事業所を有する中小事業者又は個人事業主が対象となります。詳細は、申請の手引きの「2 補助対象者」の項目を参照してください。

◆市外に本社があるが、対象となるのか。

⇒市外に本社があっても、市内に事業所・店舗を有し、従業員を雇用して事業活動を行っている場合は、対象となります。

◆市内に本社があるが、市外の事業所で補助事業を実施する場合は対象となるのか。

⇒対象となりません。

◆対象外となる業種はあるのか。

⇒医療、福祉、農林水産等一次産業、宗教活動等、産業振興施策の趣旨と合致しない業種は対象外です。また、公序良俗に反する事業等も対象となりません。

◆風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく事業を営む者も対象となるのか。

⇒対象となりません。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業は対象外）

◆これから創業する予定だが、対象となるのか。

⇒令和8年4月20日時点で事業を開始していれば対象となります。

◆経済状況のモニタリング調査とはなにか。

⇒市内の経済状況を把握することを目的に実施する本市独自のアンケート調査です。
事業者ポータルサイト サポートビラを活用して実施します。

◆省エネルギーに関する施策の推進に必要な調査とはなにか。

⇒市内事業者の省エネルギーへの取り組み状況等を把握するために市が実施する調査です。

◆事業者ポータルサイト サポートビラとはなにか。

⇒本市が運営している、事業者向けのポータルサイトです。(登録無料)

市内の事業者が活用できる補助金情報やセミナー情報の発信、事業者同士がつながるマッチング機能、その他様々な機能を集約しています。

『事業者ポータルサイト サポートビラ』

URL : <https://higashihiroshima.service-now.com/bp>



◆サポートビラの登録の根拠書類の提出は必要か。

⇒事務局で登録データを確認できるため不要です。登録名が事業者名と異なる場合は、申請書へご記載ください。(例)社名を変更した。個人名で登録している等。

※審査時に、事務局で登録を確認できない場合は不交付となります。

◆メールアドレスがないためサポートビラへ登録できません。

⇒サポートビラへの登録は必須です。無料のメールアドレスを取得するなどして、サポートビラへ登録してください。

◆「パートナーシップ構築宣言」とは何か。なぜ必須にしたのか。

⇒国が実施する「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先全体の付加価値向上、大企業と中小企業が共に成長できる関係を目指し、「発注者」側の立場から、宣言するものです。

この宣言が広がることで、事業者がコストを適正に反映しやすくなり、物価高騰にも対応できる環境を作ることができるため、登録を必須としています。

『パートナーシップ構築宣言ホームページ』

URL : <https://www.biz-partnership.jp/>



◆「パートナーシップ構築宣言」の登録方法は。

⇒パートナーシップ構築宣言ポータルサイトから登録ができます。登録手順は、サイト内の「概要・登録方法」のページをご参照ください。

【問合せ先】

- ・「宣言」の内容について

中小企業庁取引課 03-3501-1511

内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(産業・雇用担当)付 03-6257-1541

- ・「宣言」の提出・掲載について

(公財)全国中小企業振興機関協会 03-6228-3802

◆パートナーシップ構築宣言は「発注者」の立場での宣言と書かれていますが、小規模事業者でも登録できますか？

⇒パートナーシップ構築宣言は、業種・規模を問わずに宣言できます。

下請事業者の数が少ない場合でも、下請事業者との取引について宣言することができます。下請事業者が1社もない場合にも、今後、下請事業者との取引が発生した場合として宣言することができます。

◆パートナーシップ構築宣言は申請時に登録済でないと申請できないのか。

⇒未登録でも申請はできますが、登録予定日を記入していただきます。

実績報告時点で確認し、登録できていない場合は補助金を交付できません。

◆令和6年度、令和7年度に東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金を活用したが、今年度も申し込んでよいか。

⇒令和6年度、令和7年度に東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金を受けている方は、「効率化・生産性向上設備導入枠（以下「効率化枠」）」、「省エネ設備更新枠（以下「省エネ枠」）」は申請できません。

「LED照明設備導入枠（以下「LED枠」）」については過去2年に本補助金を受けていても申請できます。

◆令和6年度、令和7年度に東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金を申請したが、不交付決定であった。今年度も申し込んでよいか。

⇒申し込んでいただけます。過去2年に申請をしたが不交付となった方、交付決定を受けたが事業を廃止した方など、補助金を受け取っていない方は全ての枠で対象となります。

2 補助率・補助額について

(1) 全般

◆120万円（税抜）の設備を導入した場合、各枠ではいくら補助してもらえるのか教えてください。

「効率化枠」： $120万円 \times 2 / 3 = 80万円$ 。補助額は80万円。

「省エネ枠」： $120万円 \times 2 / 3 = 80万円$ 。上限50万円なので、補助額は50万円。

「LED枠」： $120万円 \times 1 / 2 = 60万円$ 。上限50万円なので、補助額は50万円。

◆各枠を併用することは可能か。

⇒「効率化枠」と「省エネ枠」は一緒に申請できません。

「LED枠」は、他の2枠と併用して申請でき、申請額は2枠を合計した額になります。

3 申請手続きについて

(1) 全般

◆市内に複数の事業所があるが、事業所ごとに申請が可能か。

⇒事業所ごとの申請はできません。法人登記や開業届を行っている事業者単位で申請してください。

◆複数回に分けて申請することは可能か。

⇒複数回に分けての申請はできません。1事業者あたり1度限り申請可能です。

◆同一の事業者が複数の取組区分（「効率化枠」と「LED枠、）で申請する場合、申請書を分けるべきか。

⇒申請は1事業者につき1件までなので、同じ事業計画書（別記様式第2号）の中で取組区分ごとに取り組み内容を記載してください。

◆複数の設備を導入することはできるか。

⇒できます。申請は1事業者につき1件までですが、同じ枠の事業計画で複数の設備を購入することは問題ありません。

◆国の「ものづくり・商業・サービス補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」「省力化投資補助金」や東広島市の「ビジネスチェンジ支援事業補助金」や「新ビジネスモデル応援補助金」等、これまでに別の補助金の採択・交付決定を受けたが、申請可能か。

⇒異なる事業で補助対象経費が別であれば申請可能です。上記の補助金を受けた同一事業、同一経費への併用は対象外となります。

◆国や県の他の補助金と併用して申請できるか。

⇒同じ事業内容、同じ設備を他の補助金と同時に申請することはできません。

交付後に併用が発覚した場合は両方の補助金の返還対象になる可能性があります。

◆交付申請時に全ての見積書が必要か。

⇒交付申請、事業計画書の審査では、経費の妥当性を確認しますので、原則として申請時に見積書を揃えてください。

◆税務署提出書類（確定申告書等）の押印が廃止されたが、どうすればよいか。

⇒申請者が作成し税務署へ提出した書類（税務署の收受印なし）のコピーを添付してください。ただし、事後に税務署へ提出した書類と異なることが判明した場合は、補助金の返還を求めます。

(2) 応募・受付・交付決定

◆補助金の交付申請の受付はいつまでか。

⇒令和8年4月20日（月）から令和8年5月8日（金）17：00までです。

◆申請は先着順か。

⇒申請期間中の申請は全て受付し、予算上限額を超えた場合は抽選で審査順を決定します。
審査順位の上位から順に要件審査を行い、要件を満たした申請者から交付決定します。
予算上限額に達したら、それ以降の申請者は不交付決定となります。

◆全ての計画を審査して点数をつけ上位から交付決定、とはしないのか？

⇒本補助金は物価高騰に対応した取り組みを広く応援するもので、申請者の事業規模、計画の内容、効果が多種多様であることが想定され、審査による一律の順位付けは行いません。
公平性を考え、抽選で審査順を決めて、申請要件をクリアした申請者から順に交付を決定します。

◆申請はどのような手順で行えばよいか。

⇒必要書類を準備し、申請支援機関（東広島商工会議所、黒瀬商工会、広島県央商工会、安芸津町商工会）に申請相談を行ったうえで、当該機関に申請書類を提出してください。

◆商工会議所・商工会の会員ではないが受け付けてもらえるのか。

⇒会員・非会員を問わず受け付けています。

◆住んでいる地区以外の商工会へ提出しても良いか。

⇒4カ所どの支援機関でも受け付けられますが、事後のフォローを考えると、各担当地区の支援機関への相談することをお勧めします。

（担当地区）

東広島商工会議所：西条、八本松、志和、高屋

黒瀬商工会：黒瀬

安芸津町商工会：安芸津

広島県央商工会：河内、豊栄、福富

◆交付申請書類の提出後、交付の可否が判明するまでどれくらい時間がかかるのか。

⇒応募受付期間（4月20日～5月8日）終了後、抽選を行い順に要件審査を行います。
審査が終わった事業者から順に交付決定を行い、5月29日（金）までに全ての交付決定を行う予定です。

◆交付決定はどのようにしたら分かるか。

⇒交付決定通知書、不交付決定通知書を郵送により通知します。

◆抽選はどのように行われるのか。

⇒別紙「抽選方法の概要」をご確認ください。

◆交付決定前に発注（補助事業への着手）してよいか。

⇒事前着手は認められません。交付決定後に、事業に着手してください。

実績時に事前着手が発覚した場合、当該経費は補助対象外となります。

◆交付決定通知書が届けば、必ず補助金はもらえるのか。

⇒交付決定は、補助金の交付を確約するものではありません。

交付決定を受けた事業計画に沿って、本補助金の交付要綱や手引き、市の補助金交付規則等に従い、期限内に事業を完了し、提出期限までに実績報告を行う必要があります。

実績報告書類を精査した上で補助金額を確定するため、必ずしも交付決定額が交付されるとは限りません。

◆交付決定通知書で認められた経費は全て補助対象として実績報告してよいか。

⇒事業計画書に記載され、市が交付決定で認めた経費であれば対象となります。

それ以外の経費は実績報告の対象となりません。

(3) 変更・中止

◆交付決定後、事業計画の内容（経費内容や金額等）は途中で変更可能か。

⇒交付決定を受けた後の事業計画の変更は原則認められませんが、やむを得ない場合は、事前に事務局へ申請し、承認を得た場合に限り可能です。

ただし、次の変更はできません。

- ・ 取組む区分の変更。
- ・ 当初計画との同一性が認められない事業（新たな別事業とみなされる場合）。
- ・ 認定された事業計画にないものの購入。
- ・ 事業目的の達成に支障を生じる場合や事業効率の低下をもたらす恐れのある事業。
- ・ 認定を受けた補助金の額を増額して事業を実施しようとする場合。

※補助対象経費が増えても、補助金額は当初の交付決定額が上限となります。

◆軽微な変更でも変更申請書の提出が必要なのか。

⇒補助金要綱の別表3に定める軽微な変更であれば、変更申請書は不要です。

変更申請が必要かどうかの判断に迷う場合は市・産業振興課まで問い合わせてください。

◆補助事業を廃止（辞退）する場合は、どうしたらよいか。

⇒廃止する場合は、あらかじめ市へ「物価高騰対応チャレンジ応援補助金計画変更（中止・廃止）申請書」を提出し、承認を得る必要があります。

5 補助対象経費について

（１）全般

◆消費税及び地方消費税は補助対象経費になるか。

⇒対象となりません。交付申請や実績報告の際は、すべて税抜きの金額で記載してください。

◆振込手数料は補助対象経費になるか。

⇒対象となりません。

◆補助対象期間（令和9年2月15日（月）まで）を超えて支払った経費は対象となるか。

⇒対象となりません。納品が補助対象期間内に完了していても、補助対象期間を過ぎての支払いについては補助対象外です。

◆申請書類一式を提出すれば、交付決定前に発注した経費も補助対象となるか。

⇒対象となりません。交付決定後に発注したものが対象です。

◆補助対象期間（令和9年2月15日（月）まで）終了後に受ける指導に係る費用を対象期間内に前払いしたものは対象となるか。

⇒対象となりません。

補助事業期間中に支払いが終わっていても、実施していない取組は対象となりません。

◆パソコンやタブレット端末等の購入は補助金の対象となるか。

⇒汎用性の高いとみなされる経費は原則対象外です。但し、補助事業の実施に必要不可欠であり、かつ、事業用として使用することが明確である場合は、この限りではありません。

※パソコンやタブレット端末は、原則対象外です。汎用性が高く、通常の事業活動との切り分けが困難なためです。

※効率化につながる内容でも、一般的な事務や営業活動で活用する可能性があるものは対象外です。

※「補助事業の実施に必要不可欠」とは、工場での製造設備に付帯されているパソコン、レジと一体型のタブレット、設計システムの導入に必要な高スペックパソコンなど、本補助金事業にのみに使用することが明らかなものです。

◆個人間（個人事業主ではなく、一個人）で売買したものは対象となるのか。

⇒対象となりません。

◆オークション品は対象となるのか。

⇒対象となりません。

◆オンラインショップでの購入は対象となるのか。

⇒対象としますが、オークション、フリマサイトでの購入は対象外とします。

◆従業員が個人名義で購入した商品は対象となるか。

⇒対象となりません。

◆中古品の購入は対象となるのか。

⇒対象となりません。

◆市外の事業所に設置する設備等は補助対象となるか。

⇒対象となりません。

支払い後に市外の事業所に設置していることが発覚した場合、発覚までの期間分の加算金を上乗せした額の返還を求める場合があります。

◆対象経費と対象外経費が混在している場合はどうすればよいか。

⇒対象経費と対象外経費が明確に区分できる場合は、対象経費となります。

工事などの区分できない共通経費については、対象内外の経費割合に応じて按分を行い、対象金額のみを計上できます。

◆自宅兼事業所のLEDを交換する場合は補助対象となるか。

⇒事業所として活用している範囲のみ対象です。

自宅兼事業所で使用する設備等について、本補助金では一般的な家賃・光熱費等の按分割合をもとに、事業用割合を一律20%として対象経費と認め、残りの80%は個人利用割合として対象外とします。

ただし、下記資料の提出により根拠を確認できる場合に限り、20%を超える比率の申請内容を認めます。

（提出書類）

- ・確定申告時の家事按分比率が分かる書類
- ・家屋の図面、面積から事業所部分を算出した資料 等

◆交通費で、グリーン車、ビジネスクラス等の経費も対象となるか。

⇒社会通念上、事業用途の経費として過剰と認められる経費は対象外です。

◆指導・調査等を依頼する外部専門家はどのような専門家が対象か。

⇒指導・調査の内容に関して、生業かつ主要業務としている専門家とします。また、指導・調査の内容や成果を実績報告で示していただきます。

◆車両の購入は補助対象となるか。

⇒車両の購入は原則対象となりません。

◆本事業で購入した設備を売却したい場合はどのようにしたらよいか。

⇒本事業により導入した設備を売却・譲渡・廃棄等により処分する場合は、耐用年数の経過前であれば市の承認が必要です。承認を得ずに金銭を伴う売却等を行ったことが判明した場合は、補助金の返還に加え、発覚までの期間に応じた加算金を求める場合がありますので、必ず事前に相談してください。

◆自社で施工（調達）する場合は補助対象となるか。

⇒社外から調達する原価部分（当該調達品の製造原価等）を補助対象とします。

◆同一の代表者又は取締役等が経営するグループ会社へ発注する場合も対象となるか。

⇒まずはグループ会社以外への発注をご検討ください。

やむを得ない場合は、自社調達の場合（上記の回答）に準じて考え、グループ会社から調達する原価を補助対象経費とします。また、この場合はグループ会社以外から相見積もりをとって価格の妥当性を示してください。

（２）効率化・生産性向上設備導入枠

◆効率化・高収益化のための導入設備とはどのようなものが対象となるか。

⇒受発注システムや生産能力向上につながる機械設備等、従来の業務を効率化・適正化し、生産性の向上やコスト縮減により、効率化・高収益化が見込まれる設備、設備、システム等の導入を想定しています。事業計画において、導入前後を比較して、導入によって効率化・高収益化が見込まれることを金額換算して事業計画書に示してください。

◆指導・調査費は何が該当するか。

⇒工程改善・動線設計・作業分析・5S等、生産性向上の専門指導や、効率化の事前調査・検証が該当します。経営戦略やブランディングの指導は対象外です。

◆施設改修費や工事費はどこまで対象となるか。

⇒効率化・生産性向上に繋がる設備の設置・稼働に不可欠な範囲が対象です（床補強、電源増設、レイアウト変更等）。美観リフォーム、快適性を目的とする改修は対象外です。

◆リースで導入した設備は対象となるか。

⇒対象となります。ただし、補助対象となるのは事業期間（交付決定日～2月15日）内に支払われたリース料のみです。日割り計算による算出も可能ですが、必ず交付決定日以降に締結したリース契約である必要があります。また、対象額はリース支払計画書等の根拠資料に基づき算出してください。

（3）省エネ設備更新枠

◆省エネ設備の種類はどのようなものが対象となるか。

⇒工場内の製造設備、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、調理器具、エコキュート（電気温水機器）、ガス温水機器等が想定されます。

上記以外にも、省エネによるコスト削減効果が見込まれるものであれば、補助対象経費となり得ます。

◆太陽光発電設備、リチウムイオン電池システムは対象となるか。

⇒市が実施する他の補助金の対象となっているため、本補助金では対象外とします。

◆省エネにつながる既存照明のLED照明への更新は、省エネ枠でも申請できるか。

⇒申請できません。

LED照明設備導入枠で申請してください。

◆既存設備の撤去費や、更新に伴う附帯工事は対象になるか。

⇒対象となります。

省エネ設備への更新に必要な不可欠な範囲であれば、既存設備の撤去、電源工事、配線、基礎、取付等の附帯工事などは補助対象経費に含めることができます。

◆導入する省エネ設備の省エネ性能に指定はあるか。

⇒導入する設備について、統一省エネラベルの多段階評価点〇点以上や、省エネ基準達成率〇%以上というような指定は設けていません。

事業計画において、導入前後を比較して省エネ設備導入によるコスト削減効果を、根拠となる資料やデータ等を用いて金額換算して事業計画書に示してください。

(4) LED照明設備導入枠

◆照明の「増設」は対象になるか。

⇒対象となりません。

既存照明の更新以外に、新たに照明を増やす増設は対象外となります。

◆自宅の一部を事務所として活用していますが、LED照明は対象になるか。

⇒自宅兼事務所の場合は、事業で使用する割合のみを補助対象とします。(P8参照)

本補助金では按分割合を一律で事業用20%とし、それ以上を希望する場合は、事業用割合を証明する資料として、確定申告時の家事按分書類や図面で根拠を示してください。

◆看板照明や屋外照明も補助対象になるか。

⇒対象になります。

店舗や事務所の看板照明、屋外防犯灯、駐車場照明など、事業に関連する照明であればLED照明の更新は対象となります。

◆自分で購入して自分で取り付ける場合も対象になるか。

⇒対象になります。

事業者自身がLED照明を購入し、自ら取り付けを行った場合、補助対象となるのはLED照明設備設置に必要な不可欠な本体、設備、機械器具等のみです。

※事務費、労務費、設備を伴わないランプのみの購入は対象外です。

※資格が必要な電気工事等は必ず専門の事業者へ工事を依頼してください。

◆LED工事に使う工具の購入は対象になるか。

⇒対象になりません。

電動ドライバー、テスター、脚立などの工具類は、LED照明設置工事以外でも使用できる汎用性の高い備品のため、補助対象外となります。

◆LED化による省エネ効果の資料提出は必要か。

⇒事業計画書内で既存の蛍光灯と、更新するLED照明設備の電力消費量を比較して年間の削減額を金額ベースで記載してください。

6 実績報告、支払いについて

◆補助金はいつ入金されるか。

⇒事業完了から入金までの流れは以下のとおりです。

補助事業完了→実績報告書の提出→補助金額確定通知書の受理→請求書提出→入金

◆補助金の前払い（概算払い）してもらえないのか。

⇒前払い（概算払い）は行いません。補助金の支払いは、補助事業完了後、実績報告書を確認した後に支払いします。

◆経費の支払いは現金払いでも対象となるか。

⇒原則は銀行振込、クレジットカードによる支払いが対象です。

1取引あたり10万円以下（税抜）であれば現金取引が可能です。10万円以上で銀行振込等が難しい場合は、合理的な理由を確認できれば、現金払いが認められます。

◆経費の支払いを証する書類とはどのようなものが該当するか。

⇒銀行振込の場合、振込がわかる部分の通帳の写し、振込の控えや振込が完了したことがわかる書類。クレジットカード払いの場合は、カード会社の明細、および口座から引き落とされたことが分かる書類（通帳のコピー等）。ネットバンキングでの資金移動記録のプリントアウト。10万円以下の現金取引の場合は領収書でも可能とします。

◆経費の支払い書類はレシートでもよいか。

⇒レシートは認められません。

原則、銀行振込やクレジットカードが確認できる書類を提出してください。

10万円以下の現金取引の場合は領収書を発行してもらってください。

◆ポイント等による支払いは対象となるか。

⇒クーポンやポイント等の利用は認められません。

使用した場合は、税抜額からクーポン・ポイント利用額を除いた金額を対象額とします。

◆経費をクレジットカードやコード決済等で支払っても対象となるか。

⇒対象となります。ただし、事業実施期間内（令和9年2月15日まで）に、銀行口座からの引き落としが確認できることが必須です。

なお、当該決済に関する経費の明細がない場合は、別途明細を確認できる資料が必要です。